

平成23年度

教育委員会の事務の点検・評価報告書

(平成22年度事務事業対象)

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について	
1 事務事業評価とは	P 1
2 南九州市教育委員会における事務事業評価制度	
3 評価対象事務事業について	P 4
II 事務事業の点検・評価の内容及び結果について	
P 5	
1 評価の観点	
2 観点別評価	
3 評価の結果	
III 教育行政評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応	
① 安全・安心な学校づくり交付金事業【教育総務課】	P 6
② スクールカウンセラー等配置事業【学校教育課】	P 7
③ 地域子ども教室推進事業【社会教育課】	P 9
④ 生涯学習講座の充実【中央公民館】	P 10
⑤ 図書館システムの統合【図書館】	P 11
⑥ ふれあい球技大会, 市民体育大会, 駅伝大会の開催	
【保健体育課】	P 12
⑦ 統合学校給食センターの建設【学校給食センター】	P 13
⑧ ミュージアム知覧特別企画展の開催【文化財課】	P 14

参考資料

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱	P 15
○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員	P 16

平成23年10月

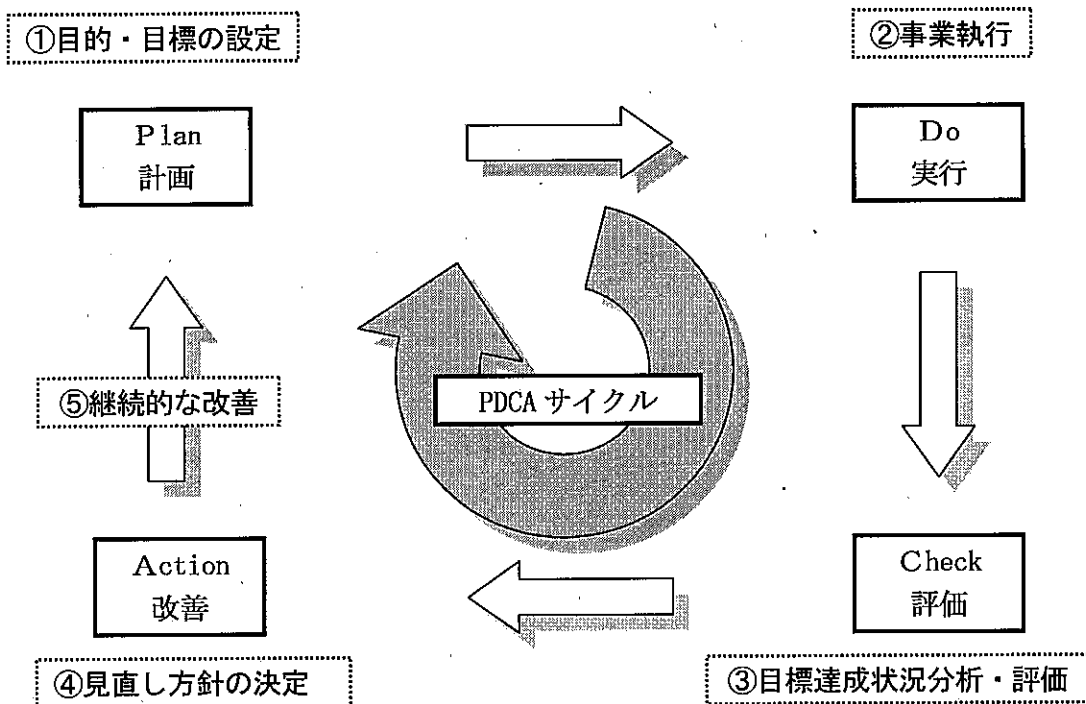
南九州市教育委員会

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識したうえで、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 南九州市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、南九州市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度の導入を行っているものです。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。

② 効率的で質の高い行政の実現

教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけでなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。

③ 成果重視の行政の実現

成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

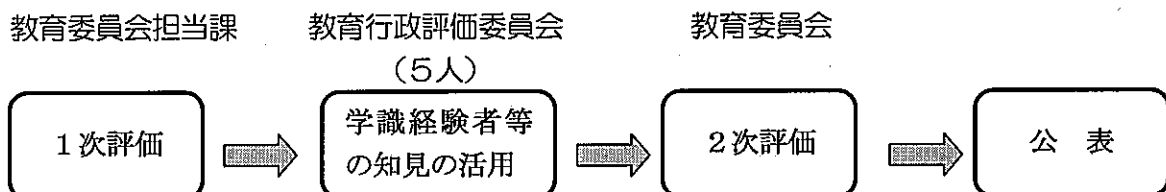
(3) 評価対象事務事業

南九州市総合計画及びそれに基づく南九州市教育行政重点施策の事務事業のうち、平成22年度に実施した8施策8事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、教育行政評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

- 平成23年 5月13日 ・点検・評価の対象テーマの決定（教育委員会）
・1次評価の実施（教育委員会事務局）→教育委員への提示
6月30日 ・第1回教育行政評価委員会（委嘱状交付，対象事業説明）
7月21日 ・第2回教育行政評価委員会（評価委員の意見聴取）
8月10日 ・第3回教育行政評価委員会（意見・提言の取りまとめ）
9月20日 ・2次評価の実施（教育委員会）
10月 ・市長へ報告，議会へ提出
11月 ・評価結果の公表（市ホームページ）

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や教育行政評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対しての改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	・ 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か（ニーズの度合） ・ 上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か（目的妥当性の度合） ・ 市が関与しなければならない事務事業か（公共性・公益性の度合）
効 率 性	・ 投入したコスト（事業費・人件費）に見合った効果が得られているか（費用対効果の度合） ・ 効率的な方法で事務事業を実施しているか（同じ経費でもっと効率的な方法はないか） ・ 活動量に対してコストの削減余地がないか（コストを下げる工夫はなされているか）
有 効 性	・ 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか（上位施策に対する貢献度はどの程度か） ・ 成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か（達成度合） ・ 目的を達成するための手段（実施方法）は有効か（手段の有効度合）

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について

課 名	施 策	事 業 項 目
教育総務課	教育環境の整備・安全対策の充実	①安全・安心な学校づくり交付金事業
学校教育課	学校教育の充実	②スクールカウンセラー等配置事業
社会教育課	社会教育の充実	③地域子ども教室推進事業
中央公民館	生涯学習の推進	④生涯学習講座の充実
図書館	図書館の充実	⑤図書館システムの統合
保健体育課	体育イベント開催事業	⑥ふれあい球技大会，市民体育大会， 駅伝大会の開催
学校給食センター	学校給食センターの充実	⑦統合学校給食センターの建設
文化財課	文化財の保存及び活用	⑧ミュージアム知覧特別企画展の開催

Ⅱ 事務事業の点検・評価の内容及び結果について

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ，公共性・公益性），効率性（費用対効果，コスト削減），有効性（貢献度，目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価

事業名	妥当性	効率性	有効性
① 安全・安心な学校づくり交付金事業	妥当	概ね効率的	有効
② スクールカウンセラー等配置事業	妥当	概ね効率的	課題有り
③ 地域子ども教室推進事業	妥当	効率的	有効
④ 生涯学習講座の充実	妥当	概ね効率的	概ね有効
⑤ 図書館システムの統合	妥当	効率的	有効
⑥ ふれあい球技大会，市民体育大会， 駅伝大会の開催	妥当	概ね効率的	有効
⑦ 統合学校給食センターの建設	妥当	効率的	有効
⑧ ミュージアム知覧特別企画展の開催	妥当	効率的	有効

3 評価の結果

事業名	評価（まとめ，課題等）
① 安全・安心な学校づくり交付金事業	学校の耐震化については，計画通り実施できるよう努力してほしい。
② スクールカウンセラー等配置事業	スクールカウンセラー等の実績を示してほしい。
③ 地域子ども教室推進事業	地域が学校を支える体制を体系化する必要がある。
④ 生涯学習講座の充実	新市誕生から４年目であるが，旧３町の統一された生涯学習講座が充実してきた。
⑤ 図書館システムの統合	レファレンスサービスの充実は司書の皆さんの資質向上が不可欠である。
⑥ ふれあい球技大会，市民体育大会， 駅伝大会の開催	大きな三つの大会が実施でき，市民の一体化も相当進んでいる。
⑦ 統合学校給食センターの建設	諸々の課題を解決しながら計画通り建設が進んでいる。
⑧ ミュージアム知覧特別企画展の開催	特別企画展の展示室及び展示内容等の改善が必要である。

I 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
①教育環境の 整備・安全対 策の充実 (教育総務課)	安全・安心な 学校づくり交 付金事業	1 学校耐震化等について 必要性・緊急性の高いものであり、また災害時の地域住民の緊急避難場所にもなること等から計画どおり推進されたい。 耐震化の達成状況を高く評価するところであり、引き続き老朽施設の改修等を含め、財源を確保して速やかに対処されたい。 2 津波対策について 東日本大震災では学校が児童生徒及び住民の避難場所になったことから、津波災害時の避難場所になり得る学校施設としての整備も視野に入れて安全性を確保されたい。	1 学校耐震化等について 市内、各小・中学校は児童・生徒の安全確保だけでなく、市の避難所にも指定されていることから、学校施設の耐震化は、遅滞なく計画的に進められなければならないと考えております。国の補助事業等を活用して財源確保に努め計画的な執行を図ってまいります。 ・今後の耐震化計画 H23年度 田代小屋内運動場 H24年度 手蓑小屋内運動場、 神殿小校舎 H25年度 川辺小西校舎、 知覧幼稚園 学校施設の老朽化改善対策としての大規模改造については、事業費が大きくなり市単独では困難であることから、国の補助事業等を活用することが不可欠です。今後とも財源の確保に努め計画的な事業執行を図ってまいります。 2 津波対策について 東日本大震災レベルの津波が発生した場合に、被害が予測される海拔20m以下に立地する学校は、宮脇小、別府小、松ヶ浦小、准看の4校と考えられ、海拔高度の比較的低いこれらの施設では、安全確保のために現実的な対処としては避難することが有効だと考えられます。安全な避難場所、最短の避難経路、迅速な避難手段等を設定して避難対策を充実させ、津波災害に対する避難訓練の実施を検討いたします。 住民の避難場所としての学校施設の安全確保については、地域との連携が不可欠であり、それぞれの学校の実態に応じて、学校評議会や校区・地区公民館とも協議し学校以外の教育関連施設も含めて検討いたします。

I 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
②学校教育の 充実 (学校教育課)	スクールカウンセラー等配置事業	1 今日の教育課題への取組としてこの事業は必要である。この事業を通じてカウンセリングを受けた教職員・保護者の人数、学力向上との相乗効果、スクールカウンセラー・教育相談員等の学校での活用状況、カウンセリング効果で不登校が改善された件数、不登校の生徒の中で小学校から不登校であった生徒の人数等、把握して未然防止や早期対応・早期解決に役立てる必要があると考える。 2 児童生徒を取り巻く教育課題において、「心の教育」の推進は極めて重要であり、推進体制として、男女比、年代、経験等を踏まえた人選の基にスクールカウンセラー等専門員の継続配置を行う必要があると考える。	1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等の配置による成果と課題を明確にし、毎月のケース会議での相互研修を活用しながら、心の教育の推進を図ってまいります。実態等は次のとおりです。 ○ 相談件数は、教職員、保護者、児童生徒等の区分をしていますが、総数で106件です。 ○ 良好な人間関係で楽しい学校生活を送るための心の教育が学力を高めることにつながっていると考えています。 ○ スクールカウンセラー等を活用した学校は23校ですが、未然防止や早期解決のための生徒指導事例研修を全校で行っており、今後も計画的実施のため管理職研修会、生徒指導主任等研修会で指導を行ってまいります。 ○ カウンセリング効果で保健室登校等できるようになったケースが11件です。 小学校から継続して不登校であった事例は、2件です。 2 平成22年度から市の単独事業としてスクールソーシャルワーカー3名、教育相談員2名、県事業のスクールカウンセラー2名を配置しておりますが、今後も相談件数が増加する傾向にあることから、専門職としての知識や経験のある方を慎重に人選し、継続して配置ができるよう努めてまいります。

		3 本市の不登校やいじめの1校当たりの発生率は、県の平均値を下回っている状況であるが、今後、対応策の一層の充実により、改善を図られたい。	3 不登校児童生徒は増加傾向にあり、心の教育の充実は喫緊の課題であります。各学校で児童生徒一人一人に寄り添った生徒指導を始め、事例研修会、スクールカウンセラー等の活用、家庭・地域・関係機関等との連携により改善を図ります。
--	--	---	---

I 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針																					
③社会教育の 充実 (社会教育課)	地域子ども 教室推進事 業	1 この事業が学ぶ姿勢を身に付けさせ、「家庭学修 60・90 運動」の充実につながり、子供の学力向上・地域の教育力の向上につながるよう今後も進めていくことは必要と考える。南九州市の児童・生徒の自宅学習時間の平均値分布状況はどうか。 2 地域の教育力の向上の為には、地域力の有効活用としてコーディネーターを地区公民館長等地域の方に担ってもらうことも検討してみてもどうか。 3 将来を担う青少年の健全育成に多大に寄与する事業であり、更に事業の拡大と内容の充実化を図り市内全校を対象に定着する事業とし、一般財源を投じてでも持続させるべきである。 4 未来を担う子供たちのため大切な事業であるので、さらに参加者増加対策として、校区公民館、自治会の青少年育成部との連携を考慮してはどうか。	1 市内の小学校 6 年生と中学校 1 年生を対象に、平成 22 年 11 月に実施した「生活リズムアンケート」によると次のとおりです。 平日の自宅学習時間 <table><tr><td></td><td>小 6</td><td>中 1</td></tr><tr><td>3 時間以上</td><td>1.5%</td><td>2.7%</td></tr><tr><td>2～3 時間</td><td>8.8%</td><td>16.7%</td></tr><tr><td>1～2 時間</td><td>52.8%</td><td>46.9%</td></tr><tr><td>30 分～1 時間</td><td>30.7%</td><td>25.9%</td></tr><tr><td>30 分未満</td><td>5.3%</td><td>3.9%</td></tr><tr><td>ほとんどしない</td><td>0.9%</td><td>3.9%</td></tr></table> 2 現在、コーディネーターは教頭が担っていて、保護者及び児童との連絡や、施設の管理等の面では業務がよりスムーズに行えるものと思われる。地域にコーディネーターを引き受けてくださる方がいれば、その方への業務の移行も検討したい。 各社会教育団体との連携については、PTA、地域の老人クラブ、スポーツ少年団等が運営に関わっています。 3 保護者や学校からの評価も高い事業であるので、今後も内容の充実に努め、事業の継続を図っていきたい。 4 参加者は、平成 21 年度が延べ 17,941 人、1 教室当たりの平均、17.6 人、平成 22 年度が延べ 28,452 人、1 教室当たりの平均が 19.2 人となっている。特に土・日等の活動については、校区公民館や青少年育成部と連携し充実を図っていきたい。		小 6	中 1	3 時間以上	1.5%	2.7%	2～3 時間	8.8%	16.7%	1～2 時間	52.8%	46.9%	30 分～1 時間	30.7%	25.9%	30 分未満	5.3%	3.9%	ほとんどしない	0.9%	3.9%
	小 6	中 1																						
3 時間以上	1.5%	2.7%																						
2～3 時間	8.8%	16.7%																						
1～2 時間	52.8%	46.9%																						
30 分～1 時間	30.7%	25.9%																						
30 分未満	5.3%	3.9%																						
ほとんどしない	0.9%	3.9%																						

I 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
④生涯学習の 推進 (中央公民館)	生涯学習講座の充実	1 素晴らしい取組である。発表の機会提供等については地域公民館単位の文化祭を開催したり、道の駅など地元公共施設や多数の市民等が利用する金融機関等での展示会などは考えられないか。 2 生涯学習講座案内に学習機会の拡充として県民大学講座も案内してみることも検討してみてはどうか。 3 各種公民館講座が多岐にわたり開催されている今日、趣味の分野のウェイトも大きくなり、ある程度普及啓発が拡充できれば、市の関与から自主的活動への転換等を推進することも必要だと考える。改革改善の内容に提起されているとおり進められたい。 4 市民ニーズの吸収、指導者データベースの整備も進み、平成 23 年は講座数の増加し、実効性のある政策が行われていると考える。文化祭の交流について、22 年から 3 支部の一体化を目指して交流が始まっており、相互に刺激を受ける相乗効果で学習意欲が向上することを期待している。	1 学習発表の場として、中央公民館、顕娃・知覧分館、各地区・校区公民館で展示しており、また各地区・校区公民館では、文化祭開催時に講座生以外の地域民の作品等も展示しています。今後、多くの市民が他の地区の発表会にも出かけられるような啓発を図っていききたい。 2 県民大学講座の案内については、市の広報紙等での案内もしたいと思います。 3 公民館講座から公民館自主講座へそして自主グループへと発展的に自立した活動の支援に力を入れていきたいと思っています。 4 市民の多様なニーズに応じた学習の充実に努め、見直しを図っていきます。作品の展示については各地域相互の展示発表が始まっていますので更に充実するための支援に努めます。

I 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
⑤図書館の 充実 (図書館)	図書館システムの統合	1 老人や身体障害者等自宅から図書館までなかなか行けない方のための貸し出しシステムはどうなっているか。 児童から大人までの地域住民に読書活動を広めるイベントとして今後どのような取組を推進していく予定か。 2 この事業によつての図書館利用者の増減に関する有効性、窓口業務の軽減等に関する効率性の成果も検討してみはどうか。 3 市民への学習支援の場を提供する図書館の利用拡大のために、よりよいシステム導入は大変有意義であり、更に推進されたい。 4 南九州市ホームページ「ようこそ南九州図書館へ」はシステムとしてよく確立されていると思う。さらに、多様な利用者のニーズの把握と吸収方法を考慮されたい。	1 図書館利用が難しい方、図書館から離れたところにお住まいの方のために、現在は2台の移動図書館車で定期的に公民館等を巡回しております。イベントについては出張おはなし会や絵本作家さんの講演会等を開催しています。 2 システムを活用したレファレンス・予約・リクエストができるようになり、利用者へのサービスは向上しておりますが、まだ改善の最中であります。 3 県立図書館の横断検索システムに参加し、加盟図書館の全ての本の検索と相互貸借が可能になりました。 4 ホームページに関する利用者の要望により、ホームページから検索サイトに入れるよう工夫をしました。今後も、できる限りニーズに応えられるよう心がけてまいります。

I 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
⑥ 体育イベント開催事業 (保健体育課)	ふれあい球技大会, 市民体育大会, 駅伝大会の開催	1 市民歌に合わせた踊りなどを創作し, 市民体育大会で全市民で踊る等の試行をしてみてはどうか。 2 この三つの事業の参加者の対総市民比率はどの程度か。健康増進の例で, 具体的な有効性についてはどのようなものが想定されるのか。 3 計画どおり進め, 成果をあげていると考えられるので, 今後市民が広く参加できる企画を検討されたい。	1 市民音頭を制定してはどうかとの一般質問が平成23年6月議会でもあり, 平成24年度予算化に向けて準備を進めて参りたいとの答弁があったところです。 2 平成22年度の実績(市民比率)については, 「ふれあい球技大会」2.5%・「市民体育大会」(雨天のため平成21年度実績)7.8%・「駅伝大会」0.8%となっておりますが, 市の大会実施までの各校区での取り組みには相当数の市民の参加があると考えています。 健康増進については, 関係課と連携し「血圧測定」「健康相談」「パネル展」などのブースを設けて, 市民の健康増進に向けた意識改革に努めたいと思います。 3 今後も三町の一体感の醸成につながるように市の各公民館長や体育指導委員等と十分連携を深め, 魅力ある大会の企画立案に努めて参ります。

I 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
⑦学校給食センターの充実 (学校給食センター)	統合学校給食センターの建設	1 地産地消をメインとした取組はすでになされていると思うが、献立で今日の食材の生産者名等を児童・生徒に周知することで安心感や郷土愛を育むことができるのではないかと。学校給食センターは、衛生管理基準に基づく安全・安心な一括調理システムが欠かせないものであり、積極的に進めていく必要があると考える。 2 学校給食衛生管理基準に合致した給食の提供と時勢に即応した行革推進面からのセンター業務委託は当然であろうと思うが、食材の地産地消活用について期待される程度の達成は可能か。 3 事務事業も効率よく進められ、工事進捗状況も順調のようであり、平成23年9月の供用開始までの安全な建設工事執行・完了を期して推進されたい。	地産地消の推進は、南薩地域振興局農政普及課の指導のもと本市農林水産部と連携しながら本市農産物学校給食供給検討会を開催し、生産部会の立ち上げや地産取り扱い業者の納入ができるように協議を進めています。 学校給食の食材選定や発注事務等については、業務委託業者が行うのではなく、現況のとおり学校給食センター事務局で執行します。なお、現在の活用率は、県内産68.9%、市内産29.4%程度であります。 また、地元食材や生産者、郷土料理等については、毎月の献立表に標記しており、さらに栄養教諭の各学校での食育指導でも説明しております。 新学校給食センター建設事業は、整備計画工程表のとおり順調に進んでいます。各工種の担当は工程打合せ会議を開催し、工事進捗や安全管理を調整しています。

I 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
⑧文化財の保存及び活用 (文化財課)	ミュージアム知覧特別企画展の開催	1 他自治体の美術館・博物館等との連携により新しい企画展がなされることを期待する。 2 平成 22 年度は大変良いタイトルで内容のある企画がなされたと思う。今後継続するに当たってはテーマの設定と限られた文化財のものでは困難をきたすと思うが、有形無形を問わず企画の選定に関して努力してほしい。 3 知覧特攻平和会館との共催は収蔵品を見るのではなく平和を考える新しい企画として評価する。 4 企画展の周知について、広報以外に防災無線の使用、ポスターの掲示(校区公民館、自治公民館)が必要と思う。 5 パンフレットの整備について、鑑賞者にとって必要と思う。	1 他自治体の博物館・美術館等との連携による企画展を開催していきたいと考えます。そのためのテーマ設定等についても事前に十分な調整等を行っていきます。また、企画展の入館者へのアンケート等を実施・分析し、次の企画展の開催につないでいきます。 2 指定文化財セミナー(美術・工芸品)など専門的な研修への計画的な参加を実施しており、これにより職員の資質向上に努め、より密度の高い企画展の開催に繋げていきたいと考えています。 3 市は、平成20年8月15日に「平和を語り継ぐ都市」宣言をし、「戦争と平和」について様々な取り組みをしてきました。その一環として、特攻平和会館との共同企画展「知覧の歴史を知ろうシリーズ」を数回にわたり開催していきます。特に、最近発見された戦争に係る未公開の資料等を中心に公開していきます。 4 ポスター・チラシ等は、限られた予算の中、自前で作成・印刷し、本・分庁舎や近隣施設での掲示により周知を行ってききましたが、今後、防災無線や、より多くの施設でのポスター掲示やチラシ配布等により周知・広報を図ります。なお、必要な予算の確保を図ってまいります。 5 これまで企画展の案内パンフレットは作成していませんが、今後、案内パンフレットの作成を検討し、来館者へのサービス向上に努めていきたいと考えます。

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱

平成21年 2 月 17 日
教育委員会告示第3号

(設置)

第1条 南九州市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うにあたり、透明性及び客観性を確保するため、南九州市教育委員会教育行政評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部の視点から評価を行い、教育委員会に評価結果を報告する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し識見を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員

自 平成 23 年 6 月 1 日
【任期】 1 年 至 平成 24 年 3 月 31 日

職 名	選出区分	氏 名	備 考
委 員	教育関係	宮園 秀昭	川辺高等学校校長
委 員	青少年育成関係	青矢 順子	市内小・中学校 P T A 代表
委 員	文化関係	御園 忠弘	南九州市文化協会代表
委 員	体育関係	大久保 久通	南九州市体育協会代表
委 員	企業関係	川畑 義行	額娃町商工会会長

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当っては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(平成 19 年 6 月 27 日一部改正)